

雲出川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内には、この地方の根幹をなす交通網の拠点があり、工業立地や観光化が進んでいる
- ・ 古くから大和と伊勢を結ぶ交通の要衝であったことから、史跡が多く存在
- ・ 流域の地形、地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、オオムラサキ、ギフチョウ等の貴重な昆虫類やクマタカ等の鳥類が生息する豊かな自然環境、清澄な溪流にはムカシトンボ、オオダイガハラサンショウウオ、アマゴ、カジカ等が生息
- ・ 中流部に連続する瀬や淵には、国の天然記念物であるネコギギやアユ等の魚類等が生息
- ・ 下流部は、伊勢平野の広大な田園地帯が広がり、エナガ、コゲラ、ヒヨドリ等が生息、サギ類の集団繁殖地
- ・ 雲出川及び雲出古川の河口部の干潟は、カモ類の集団越冬地、シギ・チドリ類の渡りの中継地、アサリ漁や潮干狩り等も盛ん

(災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和 31 年に三重県により局部的な改修工事に着手
(大正橋地点 計画高水流量 4,200m³/s)
- ・ 昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機として、昭和 36 年から直轄事業として改修工事に着手
(雲出橋地点 基本高水流量 5,000m³/s、計画高水流量 4,500m³/s)

- ・ 昭和 41 年に一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲する工事实施基本計画を策定
- ・ 昭和 46 年 8 月及び 9 月洪水、昭和 49 年 7 月洪水、昭和 57 年 8 月洪水等の相次ぐ洪水による被害が発生したことから、昭和 61 年に工事实施基本計画を改定

(雲出橋地点 基本高水流量 8,000m³/s、計画高水流量 6,100m³/s)

- ・ 雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を実施し、昭和 38 年に高潮堤防が完成

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として約 4,400ha の農地でかんがいに利用
- ・ 君ヶ野ダムから津市等へ水道用水、工業用水を供給
- ・ 発電用水として、大正 11 年に建設された竹原発電所により最大出力 700kW の電力供給

(水質)

- ・ 近年において、両国橋上流では BOD75%値は環境基準値を上回っているが、その他の地点においては概ね満足

(河川の利用)

- ・ 上流部は若宮八幡宮の禊ぎの滝として、中流部は家城ライン等の溪谷美を楽しむ景勝地として、下流部は高水敷を利用した運動公園として利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となった取り組み
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 本川及び支川中村川において、流域内の洪水調節施設により洪水調節を実施、その際には関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用等を図るとともに、本川の中村川合流点から長野川合流点付近までの区間において、洪水調節を行う
- ・ 雲出川の多様な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削、取水堰の改築により河積を増大し、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 流下阻害となっている取水堰の改築については、関係機関と連携を図りながら実施
- ・ 河道掘削は河道の安定・維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮する

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の平常時、洪水時におけるきめ細やかな管理と河川空間監視カメラ等による施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切に運用
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等により適正な管理を実施
- ・ 地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策等を実施

- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・ 本支川及び上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の維持に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の整備、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 雲出川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・ 自然植生が繁茂する広い高水敷きや河口部に干潟を持つ雲出川の特徴を踏まえ、動植物の生息・生育環境の保全に努める
- ・ 魚道等の整備を図り、縦断的な生息環境の確保に努める
- ・ アユ等の生息場、産卵場となっている瀬や淵の保全に努める
- ・ 雲出川及び雲出古川の河口部において、シギ、チドリ類の渡り鳥の中継地、潮干狩りの場として活用されている干潟やオオヨシキリ等の繁殖地となるヨシ原等の保全に努める

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 大きな蛇行と瀬や淵が連続する河川景観や渡り鳥の中継地として利用されている河口部の干潟の河川景観の保全に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、レクリエーション、環境教育の場及び古来からの歴史と文化を感じる空間として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・ 下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

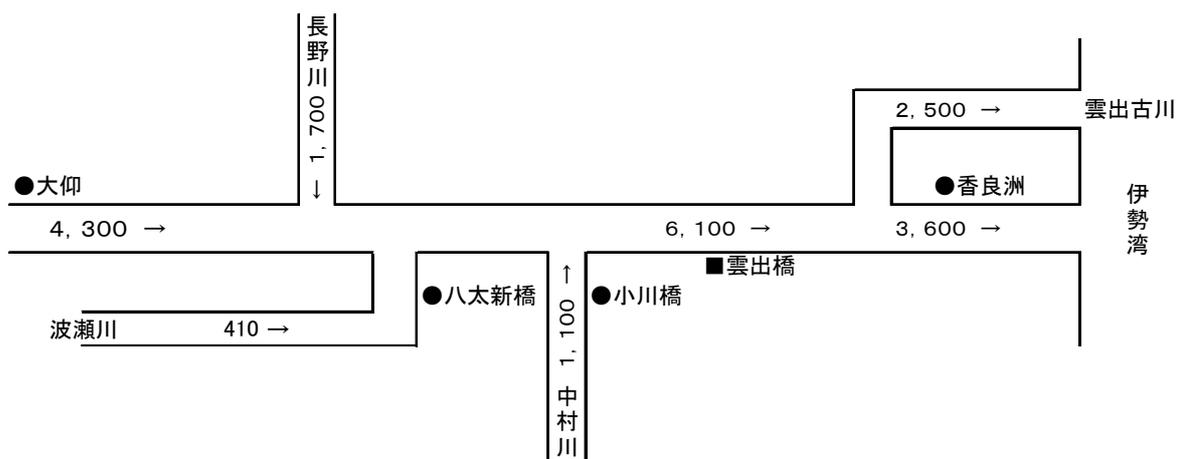
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
雲出川	雲出橋	8,000	1,900	6,100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

雲出川計画高水流量図 (単位: m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
雲出川	大 仰	17.6	24.24	120
	雲出橋	4.0	7.01	390
	香良洲	1.6	4.21	300
中村川	小川橋	雲出川合流点から 1.2	9.74	140
波瀬川	八太新橋	雲出川合流点から 1.8	14.40	70

T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 舞出地点: 動植物の保護等考慮して、非かんがい期における魚類の産卵時期は概ね $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 、その他の時期は概ね $1.0\text{m}^3/\text{s}$